

基本方針Ⅱ 豊かな心を育む教育の推進**<平成27年度施策の取組方針>**

豊かな心を育むため、児童生徒の発達段階に応じた心の教育や体験活動を推進します。また、不登校や問題行動、いじめの問題への解決に向けた支援体制の整備・充実に取り組みます。

(1) 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、家庭や地域、関係機関等と連携した体験活動などの充実により、相手を尊重する心や思いやりの心など児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、郷土の自然や歴史に親しむ態度の育成を図ります。また、児童生徒の人権意識の高揚を図ります。

(2) 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

すべての児童生徒が安全・安心で魅力ある学校生活を送ることができるよう、家庭、地域、関係機関と連携した教育相談体制や生徒指導体制の充実・強化等に取り組みます。特に、いじめ問題については、いじめ防止対策推進法及び佐賀県いじめ防止基本方針に基づく取組の充実を図ります。また、中学校第1学年で急増する不登校の解消に引き続き取り組みます。

<関係課>

学校教育課、人権・同和教育室

<平成27年度における主な取組と成果（自己評価）>

(1) 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

○ 道徳教育の推進（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 学校と家庭・地域が連携して児童生徒の道徳性を育てていくため、県内の全公立小・中学校において、保護者や地域の方々に対して、学校における道徳教育の取組を紹介し、すべての学級で道徳の授業を公開する「ふれあい道徳教育」*を実施した結果、授業公開を複数回実施する学校や保護者参加型の授業に取り組む学校も徐々に増え、内容の充実も図られてきました。
- (イ) 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の研究指定校（小・中学校各1校）において、体験活動を通じた道徳教育の研究と学校と家庭・地域が連携した児童生徒の豊かな心を育む取組を行い、研究発表会で県内の学校にその成果を普及しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」による研究指定を継続して行い、学校等にその研究成果を広く紹介することで、県内における道徳教育を更に充実させていく必要があります。
- (イ) 「特別の教科である道徳」*の全面実施に向け、一部改正された学習指導要領等の趣旨・内容等の周知を図っていく必要があります。
- (ウ) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを進め、各学校における道徳教育を更に充実させていく必要があります。
- (エ) 県内すべての公立小・中学校において「ふれあい道徳教育」が行われていますが、保護者や地域の方を巻き込んだ取組としてはまだ十分ではありません。

ウ <参考>平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 学校と家庭・地域が連携して児童生徒の道徳性を育てていくため、県内の全公立小・中学校において、保護者や地域の方々に対して学校における道徳教育の取組を紹介し、すべての学級で道徳の授業を公開する「ふれあい道徳教育」を継続して実施します。
- (イ) 道徳教育に係る研究校及び教員加配校における成果の周知等を通し、各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制の強化と道徳教育の全体計画等の作成を進めるとともに、保護者や地域との連携を強化し、各学校での教育活動全体を通じた道徳教育の一層の充実を図ります。
- (ウ) 「特別の教科である道徳」の全面実施に向け、市町教育委員会担当者、各学校の管理職や道徳教育推進教師を主な対象とする研修会等を開催し、一部改正された学習指導要領等の趣旨・内容等の周知を図ります。

○ ユニバーサルデザイン教育の推進（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) ユニバーサルデザイン教育*の推進について、県の具体的な取組やその趣旨などについて説明したリーフレットによる周知等を図ったことにより、ユニバーサルデザイン教育に関する授業を実施した学校数が増加しました。また、特別支援学校の児童生徒や高齢者との交流など、ユニバーサルデザインの視点に立った授業の実施や体験活動を行う学校が増えました。

イ 課題・問題点

- (ア) ユニバーサルデザイン教育の取組は、一部のクラスや学年、教科の実施にとどまっている学校もあるため、学校全体の取組となるよう支援する必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 「佐賀県UD推進指針2015」に基づくユニバーサルデザイン教育の一層の推進に努めます。
- (イ) ユニバーサルデザイン教育推進校等における先進的な取組の県ホームページへの掲載をはじめ、研修会等で周知していくことで、学校全体で取り組むためのカリキュラムや校内体制の在り方等を普及していきます。

○ 体験活動の推進（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 豊かな心を育むため、文化芸術体験、ボランティア活動、自然体験活動、集団宿泊体験、職場体験活動などを推進しました。例えば、小・中学校に対しては、教育課程研修会「総合的な学習の時間」部会において、身近な地域の特色などをテーマに体験活動を効果的に取り入れた実践等を紹介する等、体験活動の重要性や指導計画に位置付けるための手立てについて、改めて周知を図りました。その結果、各学校における地域ならではの教育資源を活用した体験活動の充実が図られました。
- (イ) 県内4島の児童生徒と島外の県内児童生徒を対象に、交流活動や体験活動等を通して事業に参加する児童生徒の生きる力を育むため、子ども離島交流プロジェクト事業*を実施しました。「自信をもって島の紹介ができた」など体験後の児童の感想の他に、終了後も児童生徒が手紙での交流を継続するなど、一定の成果を収めることができました。また、これらの成果を教育フォーラム等において、事業成果を周知することで体験活動の推進に努めました。

イ 課題・問題点

- (ア) 多くの学校で、各教科等との関連や活動のねらいを明確にした体験活動が、年間指導計画に基づいて行われるようになってきているものの、取組を更に充実したものとするため、学校・地域での推進体制を整えていく必要があります。

- (イ) 子ども離島交流プロジェクト事業では、島内外から参加した全ての児童生徒が交流学習のねらいを達成できるよう、活動内容の一層の充実を図る必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 教育課程研修会「総合的な学習の時間」部会等において、先進的な取組事例や地域・関係団体と連携した推進体制が整えられている学校等に関する情報提供を通じて、体験活動の改善・充実に取り組んでいきます。
- (イ) 子ども離島交流プロジェクト事業では、昨年以上の事業成果をあげることができるよう、4島の小・中学校と事業のねらいを踏まえた活動内容について事前の打合せを十分に行い、事業に臨みます。また、教育フォーラム等において事業成果を広く周知することで体験活動の推進に努めます。

○ さがを誇りに思う教育の推進 (学校教育課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 小・中・高等学校及び特別支援学校の12年間を通して、ふるさと佐賀に対し誇りと自信を持つ人材の育成を図るため、佐賀の歴史や文化、人物などを学ぶ教育を推進しました。
- (イ) すべての県立高等学校において、佐賀県の歴史や文化、人材などについて講演会を開催したことで、ふるさと佐賀に対する高校生の関心や理解、愛着が深まりました。
- (ウ) 各学校や教育委員会で行われている郷土学習や地域貢献などの取組を集約し、特色ある取組をホームページで公開しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 児童生徒がふるさと佐賀に対する理解を深め、誇りが持てるよう、ふるさと佐賀を誇りに思う教育の機運の醸成に向けた取組の充実を図る必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 平成28年度に高校生向け郷土学習資料及び活用の手引きを作成・配布し、県立高等学校におけるふるさと佐賀を題材にした教育の推進に取り組んでいきます。
- (イ) 郷土学習資料配布に先駆け、資料に掲載する項目を中心に、特に知っておきたい佐賀の歴史や文化等をリーフレットにまとめ、県内すべての高校生に配布することで、ふるさと佐賀に愛着をもち、より深く学ぼうとする機運の醸成を図ります。

○ 人権・同和教育の推進 (人権・同和教育室)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 県教育委員会主催の各研修会において、教育活動全体を通じた人権・同和教育の推進の在り方や部落史・部落問題学習の指導方法・内容の工夫改善等について、市

町教育長、各学校長をはじめ児童生徒支援教員や各学校の人権・同和教育担当者等に対して改めて周知徹底に努めることで、取組の推進と充実を図りました。

※ 県教育委員会主催研修

人権・同和教育の推進に係る研修会

市町教育長等人権・同和教育研修会

小学6年担任及び中学社会科担当人権・同和教育研修会

人権・同和教育担当者地区別研修会

教育庁職員人権・同和問題研修会（3回）

イ 課題・問題点

- (ア) すべての学校において、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」の趣旨に基づいた人権・同和教育を推進していくために、これまでに発行された人権・同和教育資料を活用しながら、引き続き指導方法・内容の工夫改善などにより人権・同和教育の一層の推進を図る必要があります。

ウ ≪参考≫平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 教職員を対象とした人権・同和教育に関する研修の実施や人権・同和教育の実践資料集の作成により、年間計画、指導方法・内容の工夫改善など人権・同和教育の一層の推進を図っていきます。

(2) 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

○ 不登校対策の強化 (学校教育課)

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 不登校の生徒数が多く、不登校への対応が特に課題となっている中学校14校を不登校対策推進校に指定し、不登校対策の中心となる教育相談主任を補佐する非常勤の教員を配置するなど、人的支援を行いました。その結果、教育相談主任を中心とした校内の教育相談体制の強化につながりました。
- (イ) 不登校の生徒数が多い中学校15校に、スクールカウンセラー*を重点配置(配置時間数を増加)したことで、スクールカウンセラーによる不登校生徒及び保護者への支援が充実し、教職員への助言も十分なされる等、不登校対策が強化されました。
- (ウ) 不登校対策に関する校内体制の整備・充実のための支援と併せて、学校復帰が困難な不登校児童生徒に対して、訪問による相談や学習支援等についての豊富な知識と経験を有するNPO法人と連携し、不登校の長期化や深刻化を防ぐための段階的・継続的な支援を行いました。

【指標】小・中学校における不登校児童生徒数の割合(平成28年3月31日現在)

H27目標(小学校0.26%、中学校2.55%)

→ H27実績(小学校0.46%、中学校3.08%(速報値))

(参考:高等学校1.42%)

イ 課題・問題点

- (ア) 平成27年度の不登校児童生徒数は、小・中・高等学校ともに増加し、特に小・中学校においては3年連続で増加しました。不登校の要因や背景はケースにより様々であり一つに特定することはできませんが、「学校生活」「家庭生活」「本人の問題」等に起因し、それらが複雑に絡み合っています。また、学校に通わせることが絶対ではないという保護者の意識の変化もあります。そのため、引き続き学校の組織体制の整備・充実のための支援や、スクールカウンセラーの配置等に努めるとともに、訪問による家庭への助言や支援など、不登校児童生徒の個々の状況に応じた段階的支援の整備を図っていく必要があります。

ウ <参考>平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) これまで行ってきた不登校対策を再構成するとともに、新たな取組を加え、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた段階的支援の整備を図り、学校復帰の道筋を明確にした総合的な不登校対策に取り組みます。
- (イ) 不登校の対応が課題となっている中学校に非常勤講師を配置する「不登校対策推進校」を引き続き14校指定することで、不登校生徒の学校復帰や未然防止のための指導體制の強化を図ります。また、各推進校において効果のあった取組を研修会

- 等で教育相談担当者に紹介したり、各教育事務所・支所の学校訪問などで情報提供したりすることなどを通して、県内のすべての学校における対策の強化を図ります。
- (ウ) 引き続き県が事業主体となり、全公立中学校にスクールカウンセラーを配置することとし、不登校の生徒が多い中学校15校に重点配置（配置時間数を増加）を行い、生徒や保護者等への教育相談体制の一層の充実を図ります。
- (エ) 訪問による相談や学習支援等についての豊富な知識と経験を有するNPO法人と連携し、不登校の状態が長期化している児童生徒の自宅を支援員が訪問し、段階的・継続的にカウンセリングや学習支援等を行うことで学校復帰を支援します。

○ 教育相談体制の充実（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 県内の公立小・中・高等学校及び特別支援学校の教育相談担当者を対象とした研修会等において、校内教育相談体制の充実のためのポイントや関係機関との連携の必要性について指導や助言を行うことで、各学校の教育相談体制がより充実しました。
- (イ) スクールソーシャルワーカー※を希望する19市町及び高等学校へ派遣し、関係機関との連携やケース会議への助言等を行うなど、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒が抱える様々な問題に対する支援を行うことで、学校だけでは困難な事例に有効に働きかけ、改善に導くことができました。

イ 課題・問題点

- (ア) 不登校対策推進校については、教育相談主任を中心とした校内体制の一層の充実・強化を図るとともに、不登校対策推進校から成果として得られたノウハウを推進校以外の学校にも紹介し、県内すべての学校における校内体制の充実・強化を図る必要があります。
- (イ) 県内すべての公立学校で相談活動を行っているスクールカウンセラーに対し、学校現場の実情を踏まえた対応力の更なる向上を図るための研修の場を設ける必要があります。
- (ウ) 学校現場では、近年、複雑な家庭的要因を抱えた児童生徒が増加傾向にあり、個々の家庭環境に働きかけ児童生徒の環境を改善することなど、学校の取組だけで解決することが困難なケースが増えていることから、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と関係機関が、より一層連携して児童生徒が抱える問題を解決できるように支援していく必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 県が事業主体となって全公立中学校にスクールカウンセラーを引き続き配置することで、教育相談体制の充実を図るとともに、新たにスクールカウンセラーの研修会を開催し、それぞれの経験に基づき協議や情報交換を行うことで、学校現場の実

情を踏まえた対応力の更なる向上を図ります。

- (イ) 引き続き県内の公立小・中・高等学校の教育相談担当者を対象とした研修会等において、校内教育相談体制の充実のためのポイントや関係機関との連携の必要性について説明し、各学校の教育相談体制の充実を図ります。
- (ウ) スクールソーシャルワーカーについては、派遣対象を県内の全20市町に拡充することですべての公立小・中・高等学校へ派遣できる体制を整備し、関係機関との連携やケース会議への助言等を行うなど、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒が抱える様々な問題に対し、児童生徒の置かれた環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして支援を行います。また、スクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行うために、引き続き配置しているスーパーバイザー（スクールソーシャルワーカーに適切な指導・援助を行う者）の連絡協議会の定期的な開催や、連絡協議会で出された課題等を反映させたスクールソーシャルワーカーの研修会の開催により、県内で従事するスクールソーシャルワーカーの資質の向上を図り、充実した支援が行えるようにします。

○ 生徒指導体制の充実（学校教育課）

ア 平成27年度における主な取組とその成果

- (ア) 佐賀県いじめ防止基本方針^{*}に基づき、警察等関係機関との連携を図りながら、いじめ問題に対処する体制の充実強化に努めました。その結果、教職員のいじめに対する意識が高くなり、早期発見・早期対応が図られるようになりました。
- (イ) いじめの早期発見・早期対応の取組を更に充実させるため、引き続き県の標準様式を用いて保護者も含めた年2回のアンケート調査を実施し、それにより、より多くのいじめについて認知しました。
- (ウ) いじめの問題をはじめ、問題行動や犯罪被害の未然防止や早期解決を図るため、各教育事務所・支所に計4人の生徒指導支援員^{*}を配置しました。その結果、生徒指導支援員の専門性から、問題を起こす生徒及び保護者へ指導・助言がなされたことや、関係機関との連携を図ることで問題の未然防止や早期解決につなげることができました。
- (エ) 教職員のいじめの問題に対する対応力の向上を図るため、引き続き佐賀大学と連携・協力し、県内公立全小中高等学校及び特別支援学校の教職員を対象とした「佐賀県いじめ防止対策研修会」を開催しました。いじめの事例を分析・検討する研修により、参加した教職員は、事例ごとの対応方法について理解を深めることができました。
- (オ) 「いじめホットライン」^{*}、「心のテレホン」^{*}相談窓口を継続設置し、365日24時間相談を受け付ける体制を整備しました。「心のテレホン」への相談件数は、前年度より増加しており、より多くの相談者の悩みに対応することができました。
- (カ) 生徒指導主事等を中心とした学校組織としての生徒指導体制の充実・強化について、学校訪問等を通じて指導や助言を行ったり、問題行動対応に苦慮している中学

校への生徒指導支援員による支援を強化したことなどにより、中学校における暴力行為の発生件数を前年度より半減させることができました。

- (キ) 警察との連絡制度の一層の徹底を図るとともに、その他の関係機関や地域、家庭との連携を強化し、情報の共有により問題行動の抑止と事案発生時のための体制を強化したことにより、事案発生時の警察による巡視や学校の緊急連絡メール等による注意喚起などの取組が充実しました。

イ 課題・問題点

- (ア) 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関と連携した体制の充実・強化を図るとともに、基本方針については、策定から3年が経過することから、施策や取組状況等の点検・評価結果を踏まえ、また国の動向等も勘案し、見直しを検討する必要があります。
- (イ) 暴力行為をはじめとする問題行動への対応については、事案の状況や背景等について調査・分析を行うとともに、児童生徒一人ひとりに対するしっかりとした理解に基づく指導に努める必要があります。

ウ 《参考》平成28年度の具体的取組と工夫

- (ア) 各学校における生徒指導体制の充実・強化を支援することにより、児童生徒一人ひとりに対する十分な理解に基づく生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に必要に応じて警察等の関係機関との連携を図り、組織的に対応できる体制の確立・強化を図ります。
- (イ) 暴力行為をはじめとする問題行動への対応については、各教育事務所・支所と連携して、前年度の事例の中で学校が対応に苦慮した事例をもとに行為の背景にある本人の抱える課題等を分析するとともに、各学校が児童生徒理解に基づく生徒指導体制の充実を図るよう、指導、助言に努めます。
- (ウ) 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、校内組織体制の充実及び関係機関等との連携の強化を図り、いじめ問題に対応するための体制の充実を図ります。
- (エ) 教職員に対する研修会を引き続き開催し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止の3つの柱に基づく取組を更に充実させます。
- (オ) 生徒指導支援員を前年度から1人増員し、5人配置するとともに、警察その他の関係機関、地域、家庭との連携を強化し、いじめ問題をはじめとする問題行動や犯罪被害の未然防止、早期解決に努めます。
- (カ) 児童生徒がより安心していじめアンケートに記入できるよう、学校現場の意見も踏まえながら県の標準様式や実施方法を見直し、いじめの早期発見、早期対応に努めます。

＜平成27年度実績評価（外部評価）＞

- (ア) 佐賀を離れた時に佐賀について答えられない若者がいる中で、佐賀の歴史、文化、人物を学ぶということはとても大事なことだと思う。また、子ども達だけでなく、保護者にも佐賀について学んでもらえるよう、親子で学べる手立てを考えてほしい。
- (イ) 不登校生徒数が増加している佐賀県の実態については気がかりであり、対策を講じないといけない。
- (ウ) スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについては、役立っているとの話を多く聞く一方、学校について理解がある方ばかりではないとも聞く。また、学校との意思疎通が不十分な場合、問題を拡大する危険性もあるので、人選については良い人材を見極めてもらいたい。
- (エ) スクールカウンセラーについては、学校によって人材にバラつきがあると聞くので、質の確保に努めてもらいたい。また、常に学校にいるわけではないので、他の教職員と関わることができず、孤立してしまう人もいる。そのため、スクールカウンセラー間の情報交換会や研修は必要である。
- (オ) スクールソーシャルワーカーの中には、勤務時間外まで職務を行っている人もおり、市町によっては人員も少ない中で多くの案件を抱えている。現状を把握し、それぞれの状況に応じて人員や時間数を増やす等の対応が必要である。地域連携の中でスクールソーシャルワーカーの役割は重要であるため、是非お願いしたい。
- (カ) いじめについて、家庭環境に対しては中々踏み入れない部分もあると思うが、学校現場での部分については目を光らせておく必要がある。また、いじめる側・いじめられる側様々な事情はあると思うが、いじめた側の保護者に対しても注意という形で叱責するのではなく、しっかりと説明し、認識してもらおうということが大切である。保護者に対しては、学校側が躊躇しているように感じられる。地道な活動にはなるが、学校側が一歩前に出て認識してもらおうという意識を持って対応してもらえればと思う。
- (キ) いじめの問題については、低年齢化してきており、その背景を見ると、いじめる側の子ども自体が家庭内に問題を抱えていることがある。例えば親が放任のため、親の関心を向けるためにいじめを行うことがある。また、いじめを考える時は、いじめる側・いじめられる側両方を考えないといけないが、学校がいじめた側の親に対しても遠慮して内容を伝えており、双方が納得いかないこともある。

＜基本方針Ⅱの成果指標＞

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H 2 6 (現状)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
指標 1 児童生徒の規範意識や思いやる心に関する質問への回答	%	小：68.9 中：70.1	前年度より改善	前年度より改善	前年度より改善	前年度より改善
			小：67.5 中：69.3			
指標 2 ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問への回答	%	82.7	83	86	89	90
			83.8			
指標 3 いじめ問題への対応に関する学校評価の状況	%	35 (25年度)	45	50	55	60
			51.0			
指標 4 小学校、中学校の不登校児童生徒の割合	%	小:0.27 中:2.61 (25年度)	小：0.26 中：2.55	小：0.24 中：2.30	小：0.22 中：2.10	小：0.20 中：2.00
			小：0.46 中：3.08			